

○環境省告示第六十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第三号イ
(6)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条の二
第十七項及び第十二条の四十一第二項、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和
四十八年総理府令第五号）第四条並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る
技術上の基準を定める省令（昭和五十二年^{総理府}厚生省^令第一号）第三条の規定に基づき、産業廃棄物に含
まれる金属等の検定方法等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月二十八日

環境大臣 浅尾慶一郎

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法等の一部を改正する告示

（産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部改正）

第一条 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十三号）の一部を
次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後		改 正 前	
第一 検液の作成		第一 検液の作成	
一 (略)		一 (略)	
試料	イ (略)	試料	イ (略)
ロ 燃え殻、汚泥及びばいじん以外の産業廃棄物のうち、粒径五ミリメートル以下のものにあつては有姿のまま採取したものとし、それ以外のものにあつては有姿のまま採取し、粉砕した後、 <u>日本産業規格 Z 八八〇一一</u> に定める網ふるい（目開きが〇・五ミリメートルのもの及び四・七五ミリメ		ロ 燃え殻、汚泥及びばいじん以外の産業廃棄物のうち、粒径五ミリメートル以下のものにあつては有姿のまま採取したものとし、それ以外のものにあつては有姿のまま採取し、粉砕した後、 <u>日本産業規格 Z 八八〇一一（二〇〇六）</u> に定める網ふるい（目開きが〇・五ミリメートルのもの及び四	

第二 検定の方法 (略)	二・三 (略)	備考 (略)	試料液	
			溶出	イ 埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行おうとする燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの又は廃水銀等を処分するために処理したものにあっては、試料（単位グラム）と溶媒（水（日本産業規格K〇五五七に規定するA三又はA四のものをいう。以下同じ。））（単位ミリリットル）とを重量体積比十パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。
			(略)	ロ 〃ニ (略)

第二 検定の方法 (略)	二・三 (略)	備考 (略)	試料液	
			溶出	イ 埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行おうとする燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの又は廃水銀等を処分するために処理したものにあっては、試料（単位グラム）と溶媒（水（日本産業規格K〇五五七（一九九八）に規定するA三又はA四のものをいう。以下同じ。））（単位ミリリットル）とを重量体積比十パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。
			(略)	ロ 〃ニ (略)

一 アルキル水銀化合物	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（以下「水質環境基準告示」という。）付表三及び昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（以下「排水基準告示」という。）付表一に掲げる方法
二 水銀又はその化合物	（略）
三 カドミウム又はその化合物	イ 第一の一に掲げる検液にあつては、日本産業規格K〇一〇二―三の十四に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―三の十四の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。海洋投入処分を行うとする無機性の汚泥に係る検液にあつては、日本産業規格K〇一〇二―三の十四・二に定める方法を除く。）

一 アルキル水銀化合物	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（以下「水質環境基準告示」という。）付表三及び昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（以下「排水基準告示」という。）付表三に掲げる方法
二 水銀又はその化合物	（略）
三 カドミウム又はその化合物	イ 第一の一に掲げる検液にあつては、日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五に定める方法（日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。海洋投入処分を行うとする無機性の汚泥に係る検液にあつては、日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五・一に定める方法を除く。）

四 鉛又はその化合物	
日本産業規格K〇一〇二―三の十三に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―三の十三の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。）	ロ 第一の二及び三に掲げる検液にあつては、日本産業規格K〇一〇二―三の十四に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―三の十四の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。日本産業規格K〇一〇二―三の十四・二に定める方法にあつては、日本産業規格K〇一〇二―三の四・五・二・四bに定める操作を行うものとする。）

四 鉛又はその化合物	
日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十四に定める方法（日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。）	ロ 第一の二及び三に掲げる検液にあつては、日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五に定める方法（日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五・一に定める方法にあつては、日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五の備考一に定める操作を行うものとする。）

五 有機 ^り 磷 ^ん 化合物	日本産業規格K〇一〇二―四の七・二に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―四の七・二・四に定める方法を除く。）
六 六価クロム化合物	別表第一に掲げる方法又は添加回収試験において回収率が八十パーセント以上百二十パーセント以下であるときに限り日本産業規格K〇一〇二―三の二十四・三に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―三の二十四・三・二及び二十四・三・七に定める方法を除く。）
七 砒 ^ひ 素又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二―三の二十に定める方法（ただし、日本産業規格K〇一〇二―三の二十・三・五の操作に定めるよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする

五 有機 ^り 磷 ^ん 化合物	排水基準告示付表一に掲げる方法又は日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の三十一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、排水基準告示付表二に掲げる方法）
六 六価クロム化合物	別表第一に掲げる方法又は添加回収試験において回収率が八十パーセント以上百二十パーセント以下であるときに限り日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の六十五・二に定める方法（六十五・二・六に定める方法を除く。）
七 砒 ^ひ 素又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の六十一に定める方法（ただし、六十一の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。）

一〇 トリクロロエチレ	九 P C B	八 シアン化合物	る。）
イ 第一の三に掲げる検液にあつて	水質環境基準告示付表四に掲げる方法又は日本産業規格K〇〇九三に定める方法（海洋投入処分を行うとする有機性の汚泥にあつては、同方法の試験操作のうち、ヘキサン抽出、アルカリ分解及び抽出液の濃縮を別表第二に掲げる方法により行うものとし、シリカゲルカラムクロマト管による妨害物質の除去操作を行った後の溶液は検定が可能な定量限界が得られる量（例えば二ミリリットル）まで濃縮するものとする。）	日本産業規格K〇一〇二二の九に定める方法（日本産業規格K〇一〇二二の九・二に定める方法を除く。）又は水質環境基準告示付表一に掲げる方法	

一〇 トリクロロエチレ	九 P C B	八 シアン化合物	
イ 第一の三に掲げる検液にあつて	水質環境基準告示付表四に掲げる方法又は日本産業規格K〇〇九三（二〇〇六）に定める方法（海洋投入処分を行うとする有機性の汚泥にあつては、同方法の試験操作のうち、ヘキサン抽出、アルカリ分解及び抽出液の濃縮を別表第二に掲げる方法により行うものとし、シリカゲルカラムクロマト管による妨害物質の除去操作を行った後の溶液は検定が可能な定量限界が得られる量（例えば二ミリリットル）まで濃縮するものとする。）	日本産業規格K〇一〇二二（二〇一六）の三十八に定める方法（日本産業規格K〇一〇二二（二〇一六）の三十八・一・一に定める方法を除く。）	

ン

は、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法

ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法

ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法

ニ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一に定める方法

ン

は、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法

ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法

ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法

ニ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一に

一一 テトラクロロエチレン	イ 第一の三に掲げる検液にあつては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法 ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法 ニ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、別表第四
----------------------	--

一一 テトラクロロエチレン	定める方法 イ 第一の三に掲げる検液にあつては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法 ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法 ニ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、別表第四
----------------------	---

一三 四塩化炭素	一二 ジクロロメタン	
イ 第一の三に掲げる検液にあって	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、 <u>日本産業規格K〇一二五</u> の五・一に定める方法 二又は五・四・一に定める方法 ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、 <u>日本産業規格K〇一二五</u> の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法 ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、 <u>日本産業規格K〇一二五</u> の五・一に定める方法	に掲げる方法又は <u>日本産業規格K〇一二五</u> の五・一に定める方法

一三 四塩化炭素	一二 ジクロロメタン	
イ 第一の三に掲げる検液にあって	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、 <u>日本産業規格K〇一二五（二〇一六）</u> の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法 ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、 <u>日本産業規格K〇一二五（二〇一六）</u> の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法 ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、 <u>日本産業規格K〇一二五（二〇一六）</u> の五・一に定める方法	に掲げる方法又は <u>日本産業規格K〇一二五（二〇一六）</u> の五・一に定める方法

埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法

海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法

海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一に定める方法

埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格 K 〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法

海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格 K 〇一二五 (二〇一六) の五・一に

一四 一・二―ジクロロ エタン	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、 <u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法</u>
一五 一・二―ジクロロ エチレン	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したもの

一四 一・二―ジクロロ エタン	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、 <u>日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法</u>
一五 一・二―ジクロロ エチレン	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したもの

一六 シスー一・二―ジ クロロエチレン	
イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、<u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法</u> ロ 海洋投入処分を行おうとする無	にあつては、<u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法</u> ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、<u>日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</u> ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、<u>日本産業規格K〇一二五の五・一に定める方法</u>
一六 シスー一・二―ジ クロロエチレン	
イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、<u>日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法</u> ロ 海洋投入処分を行おうとする無	にあつては、<u>日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法</u> ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、<u>日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</u> ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、<u>日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一に定める方法</u>

	一七 一・一・一―トリ クロロエタン
機性の汚泥にあつては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法 ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、日本産業規格K〇一二五の五・一に定める方法	イ 第一の三に掲げる検液にあつては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法 ハ 海洋投入処分を行おうとする無

	一七 一・一・一―トリ クロロエタン
機性の汚泥にあつては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法 ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一に定める方法	イ 第一の三に掲げる検液にあつては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法 ハ 海洋投入処分を行おうとする無

	一八 一・一・二―トリ クロロエタン
機性の汚泥にあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法 ニ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一に定める方法	イ 第一の三に掲げる検液にあつては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法
	一八 一・一・二―トリ クロロエタン
機性の汚泥にあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法 ニ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一に定める方法	イ 第一の三に掲げる検液にあつては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一

一九 一・三―ジクロロ プロペン	
イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、<u>日本産業規格 K〇一二五</u>の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法 ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、<u>日本産業</u>	ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、別表第三に掲げる方法又は<u>日本産業規格 K〇一二五</u>の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法 ニ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、別表第四に掲げる方法又は<u>日本産業規格 K〇一二五</u>の五・一に定める方法
一九 一・三―ジクロロ プロペン	
イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、<u>日本産業規格 K〇一二五（二〇一六）</u>の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法 ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、<u>日本産業</u>	ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、別表第三に掲げる方法又は<u>日本産業規格 K〇一二五（二〇一六）</u>の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法 ニ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、別表第四に掲げる方法又は<u>日本産業規格 K〇一二五（二〇一六）</u>の五・一に定める方法

	二〇～二二	二三 ベンゼン
規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法 ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、日本産業規格K〇一二五の五・一に定める方法	(略)	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・二に定める方法 ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法

	二〇～二二	二三 ベンゼン
規格K〇一二五(二〇一六)の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法 ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、日本産業規格K〇一二五(二〇一六)の五・一に定める方法	(略)	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本産業規格K〇一二五(二〇一六)の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・二に定める方法 ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、日本産業規格K〇一二五(二〇一六)の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法

二四 セレン又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二―三の二十 六に定める方法	ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、 <u>日本産業規格K〇一二五の五・一</u> に定める方法
二五 有機塩素化合物	別表第六に掲げる方法で得られた検液について、 <u>日本産業規格K〇一〇二―二の六・三</u> に定める方法	
二六 銅又はその化合物	<u>日本産業規格K〇一〇二―三の十一</u> に定める方法（ <u>日本産業規格K〇一〇二―三の十一・二</u> に定める方法（海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥の場合に限る。）及び準備操作のうち <u>日本産業規格K〇一〇二―</u>	

二四 セレン又はその化合物	<u>日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の六十七に定める方法（海洋投入処分を行おうとする汚泥にあつては、<u>日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の六十七・一</u>に定める方法を除く。）</u>	ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、 <u>日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一</u> に定める方法
二五 有機塩素化合物	別表第六に掲げる方法で得られた検液について、 <u>日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の三十五・三</u> に定める方法	
二六 銅又はその化合物	<u>日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十二に定める方法（<u>日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十二・一</u>に定める方法（海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥の場合に限る。）及び準備操作のうち日本</u>	

二七 亜鉛又はその化合物	三の四・二・四・五に定める方法を除く。）
二八 フッ化物	日本産業規格K〇一〇二―三の十二に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―三の十二の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。）
二九 ベリリウム又はその化合物	別表第七に掲げる方法又は日本産業規格K〇一〇二―三の三十一に定め

二七 亜鉛又はその化合物	産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。）
二八 フッ化物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十三に定める方法（日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十三の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。）
二九 ベリリウム又はその化合物	別表第七に掲げる方法

三〇 クロム又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二―三の二十四・二に定める方法	する方法
三一 ニッケル又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二―三の十八に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―三の十八の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。）	
三二 バナジウム又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二―三の二十九に定める方法	
三三 フェノール類	日本産業規格K〇一〇二―四の五・二に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―四の五・二・二・三及び五・二・三・四に定める方法を除く。また、日本産業規格K〇一〇二―四の五・二・三・三に定める方法のうち、検定に用いる溶媒はクロロホルムとする。）又は日本産業規格	

三〇 クロム又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の六十五・一に定める方法	
三一 ニッケル又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十九に定める方法（日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。）	
三二 バナジウム又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の七十に定める方法	
三三 フェノール類	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の二十八・一に定める方法（二十八・一・二の備考四、備考五及び二十八・一・三に定める方法を除く。）	

		K〇一七〇一五の六・三・四に定める方法
三四 一・四―ジオキサ ン	イ 第一の三に掲げる検液、埋立処分を行おうとする汚泥及びばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの並びに海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、水質環境基準告示付表七に掲げる方法（同方法の試験操作のうち前処理における試料水の量を二十ミリリットルとし、活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型ODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。） ロ（略）	
備考	1（略）	
2	海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥の検定に係る第一〇号から第一九号まで及び第二三号の下欄に掲げる方	

	三四 一・四―ジオキサ ン	
	イ 第一の三に掲げる検液、埋立処分を行おうとする汚泥及びばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの並びに海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、水質環境基準告示付表八に掲げる方法（同方法の試験操作のうち前処理における試料水の量を二十ミリリットルとし、活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型ODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。）	

備考	
1 （略）	
2 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥の検定に係る第一〇号から第十九号まで及び第二三号の下欄に掲げる方	

法（別表第四に掲げるものを除く。）の試験操作については、試料の取扱い及び試料の作成を別表第四（三イ及びロの規定により行うものとし、当該試料を別表第八に掲げる方法により調製して得られたメタノール抽出液（十マイクロリットルから百マイクロリットルとする。）を、日本産業規格K〇一二五の五・一に定める方法において用いることとされている試料の量と同量の水に、マイクロシリンジを用いて加えたものを試験操作の試料に用いることとし、試験操作に用いるガスクロマトグラフ質量分析計は揮発性物質の定量限界が〇・〇五ナノグラムから〇・一ナノグラムであるものとし、検量線の作成については、試験操作において用いたメタノール抽出液と同量の検量線用標準溶液を水に加えたものを用いることとする。ガスクロマトグラフ質量分析計においてメタノールによる支障が認められる場合には、メタノールが吸着されにくいトラップ管充填剤を用いるものとする。

第三・第四（略）

別表第一

（一）（四）（略）

備考

法（別表第四に掲げるものを除く。）の試験操作については、試料の取扱い及び試料の作成を別表第四（三イ及びロの規定により行うものとし、当該試料を別表第八に掲げる方法により調製して得られたメタノール抽出液（十マイクロリットルから百マイクロリットルとする。）を、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一に定める方法において用いることとされている試料の量と同量の水に、マイクロシリンジを用いて加えたものを試験操作の試料に用いることとし、試験操作に用いるガスクロマトグラフ質量分析計は揮発性物質の定量限界が〇・〇五ナノグラムから〇・一ナノグラムであるものとし、検量線の作成については、試験操作において用いたメタノール抽出液と同量の検量線用標準溶液を水に加えたものを用いることとする。ガスクロマトグラフ質量分析計においてメタノールによる支障が認められる場合には、メタノールが吸着されにくいトラップ管充填剤を用いるものとする。

第三・第四（略）

別表第一

（一）（四）（略）

備考

1 (略)	2 試料に含まれる妨害物質による影響は、 <u>日本産業規格K〇一〇二―三の二十四・三・一・六</u> の操作又は <u>日本産業規格K〇四〇〇―六十五―二十</u> に定める方法により除去する。
3・4 (略)	
別表第二	
(略)	
備考	本表における用語その他の事項で本表に定めのないものについては、 <u>水質環境基準告示付表四又は日本産業規格K〇〇九三</u> に定めるところによる。
別表第三〓別表第六 (略)	
別表第七	
第一 フレーム原子吸光法	
(一) 試薬	
イ (略)	
1 (略)	2 試料に含まれる妨害物質による影響は、 <u>日本産業規格K〇一〇二(二〇一六)六十五・二・一の備考9</u> の操作又は <u>日本産業規格K〇四〇〇―六十五―二十</u> に定める方法により除去する。
3・4 (略)	
別表第二	
(略)	
備考	本表における用語その他の事項で本表に定めのないものについては、 <u>水質環境基準告示付表四又は日本産業規格K〇〇九三(二〇〇六)</u> に定めるところによる。
別表第三〓別表第六 (略)	
別表第七	
第一 フレーム原子吸光法	
(一) 試薬	
イ (略)	

ロ ベリリウム標準液	日本産業規格K〇一〇二一三の三十一に定めるもの	(二) (略)	(三) 試験操作	イ 検液を日本産業規格K〇一〇二一三の四・二・三に定める方法によって前処理する。	ロ イの操作を行った検液を日本産業規格K〇一二一の八に定める操作に従って、一酸化二窒素・アセチレンフレームの噴霧し、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値を読み取る。	ハ・ニ (略)	(四) (略)	第二 電気加熱原子吸光法	(一) 試薬	イ (略)	ロ 硝酸パラジウム(Ⅱ)溶液
ロ ベリリウム標準液	日本産業規格K〇一〇二一(二〇一六)の附属書一のXIVに定めるもの	(二) (略)	(三) 試験操作	イ 検液を日本産業規格K〇一〇二一(二〇一六)の五・五に定める方法によって前処理する。	ロ イの操作を行った検液を日本産業規格K〇一二一(二〇一六)の八に定める操作に従って、一酸化二窒素・アセチレンフレームの噴霧し、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値を読み取る。	ハ・ニ (略)	(四) (略)	第二 電気加熱原子吸光法	(一) 試薬	イ (略)	ロ 硝酸パラジウム(Ⅱ)溶液

日本産業規格K〇一〇二―一三の十三・三に定めるもの

(二) 器具及び装置

イゝハ (略)

ニ フローガス

日本産業規格K一―一〇五に定めるアルゴン二級

ホ マイクロピペット

日本産業規格K〇九七〇に定めるピストン式ピペット（容量五マイクロリットル以上五百マイクロリットル以下のもの）又は自動注入装置

(三) 試験操作

イ 検液を日本産業規格K〇一〇二―一三の四・二・三に定める方法によって前処理する。

ロ イの操作を行った検液の一定量（例えば十マイクロリットルから五十マイクロリットル）をマイクロピペットで発熱体に注入し、日本産業規格K〇一〇二―一三の十三・三に定める操作に従って、乾燥した後、灰化し、次に原子化し

日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十四・二に定めるもの

(二) 器具及び装置

イゝハ (略)

ニ フローガス

日本産業規格K一―一〇五（二〇一七）に定めるアルゴン二級

ホ マイクロピペット

日本産業規格K〇九七〇（二〇一三）に定めるピストン式ピペット（容量五マイクロリットル以上五百マイクロリットル以下のもの）又は自動注入装置

(三) 試験操作

イ 検液を日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五・五に定める方法によって前処理する。

ロ イの操作を行った検液の一定量（例えば十マイクロリットルから五十マイクロリットル）をマイクロピペットで発熱体に注入し、日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十四・二に定める操作に従って、乾燥した後、灰化し、次

、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値を読み取る (注一) (注二) (注三)。	に原子化し、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値 を読み取る (注一) (注二) (注三)。
ハ・ニ (略)	ハ・ニ (略)
(注一) ・ (注二) (略)	(注一) ・ (注二) (略)
(注三) 必要に応じマトリックスモディファイヤーとし て硝酸パラジウムを測定時に添加する。操作は日 本産業規格K〇一〇二一三の十三・三に定める方 法によって行う。	(注三) 必要に応じマトリックスモディファイヤーとし て硝酸パラジウムを測定時に添加する。操作は日 本産業規格K〇一〇二(二〇一六)の五十四・二 に定める方法によって行う。
(四) (略)	(四) (略)
(削る)	<u>第三</u> <u>ICP発光分析法</u> (略)
(削る)	<u>第四</u> <u>ICP質量分析法</u> (略)
別表第八 (略)	別表第八 (略)
別表第九	別表第九
(一) 試薬	(一) 試薬
イ (略)	イ (略)
ロ メタノール	ロ メタノール

日本産業規格K八八九一に定めるもの（注一） ハ 一・四―ジオキサン 日本産業規格K八四六一に定めるもの ニゝへ（略） （二）（四）（略） 備考（略）	日本産業規格K八八九一（二〇〇六）に定めるもの（注一） ハ 一・四―ジオキサン 日本産業規格K八四六一（二〇〇七）に定めるもの ニゝへ（略） （二）（四）（略） 備考（略）
--	--

（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部改正）

第二条 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成四年七月厚生省告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
一（略） 二 規則第一条の二第二項及び第三項に掲げる基準の検定方法は、曰	一（略） 二 規則第一条の二第二項及び第三項に掲げる基準の検定方法は、曰

本産業規格K〇一〇二一の十二に定める方法によるものとする。

三
(略)

四 規則第一条の二第七項、第八項及び第十項から第十三項までに掲げる基準（規則第一条の二第七項、第十一項及び第十三項に掲げるものについては、ダイオキシン類に係るものを除く。）の検定方法は、検定方法告示に定める方法によるものとする。この場合において、検定しようとする産業廃棄物が燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん又はこれらの廃棄物を処分するために処理したものであるときは、検定方法告示中埋立処分を行うこととするこれらの産業廃棄物についての規定を適用し、検定しようとする産業廃棄物が廃酸又は廃アルカリであるときは、検定方法告示中海洋投入処分に係るこれらの産業廃棄物についての規定を適用する。この方法により検定しようとする産業廃棄物が廃酸又は廃アルカリであるときは、検定方法告示第二の二及び三に掲げる検液の検定にあつては、検定方法告示第二の表第三号下欄口の規定にかかわらず、日本産業規格K〇一〇二一の三の十四に定める方法により行うこととする。

本産業規格K〇一〇二一の十二・一に定める方法によるものとする。

三
(略)

四 規則第一条の二第七項、第八項及び第十項から第十三項までに掲げる基準（規則第一条の二第七項、第十一項及び第十三項に掲げるものについては、ダイオキシン類に係るものを除く。）の検定方法は、検定方法告示に定める方法によるものとする。この場合において、検定しようとする産業廃棄物が燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん又はこれらの廃棄物を処分するために処理したものであるときは、検定方法告示中埋立処分を行うこととするこれらの産業廃棄物についての規定を適用し、検定しようとする産業廃棄物が廃酸又は廃アルカリであるときは、検定方法告示中海洋投入処分に係るこれらの産業廃棄物についての規定を適用する。この方法により検定しようとする産業廃棄物が廃酸又は廃アルカリであるときは、検定方法告示第二の二及び三に掲げる検液の検定にあつては、検定方法告示第二の表第三号下欄口の規定にかかわらず、日本産業規格K〇一〇二一（二〇一六）の五十五に定める方法により行うこととする。

（一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法の一部改正）

第三条 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成十年六月

環境庁 告示第一号）の一部を次のように改正する。
厚生省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
一	令第一条第二項第十号（令第二条第二項第一号及び第三号においてその例によることとされた場合を含む。）の規定による水質検査の方法は、イからハまでに掲げる項目ごとにそれぞれイからハまでに掲げるとおりとする。	一	令第一条第二項第十号（令第二条第二項第一号及び第三号においてその例によることとされた場合を含む。）の規定による水質検査の方法は、イからハまでに掲げる項目ごとにそれぞれイからハまでに掲げるとおりとする。
	イ（略）		イ（略）
ロ	電気伝導率 日本産業規格K〇一〇二一一の十三に定める方法	ロ	電気伝導率 日本産業規格K〇一〇二一一の十二に定める方法
	法		法
ハ	塩化物イオン 日本産業規格K〇一〇二一一の六に定める方法	ハ	塩化物イオン 日本産業規格K〇一〇二一一の三十二に定める方法
	法		法
二〇五（略）		二〇五（略）	

（指定有害廃棄物に係る基準の検定方法の一部改正）

第四条 指定有害廃棄物に係る基準の検定方法（平成十六年十月環境省告示第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の四十一第二項に掲げる基準の検定方法は、日本産業規格K〇一〇二一一の十二に定める方法によるものとする。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の三十一第二項に掲げる基準の検定方法は、日本産業規格K〇一〇二一の二二・一に定める方法によるものとする。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物の一部改正）

第五条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
別表	別表

第一欄	第二欄	第三欄
(略)	(略)	(略)
カドミウム又はその化合物	(略)	日本産業規格K〇一〇二―三の十四に定める方法
鉛又はその化合物	(略)	日本産業規格K〇一〇二―三の十三に定める方法
六価クロム化合物	(略)	日本産業規格K〇一〇二―三の二十四・三に定める方法
砒素又はその化合物	(略)	日本産業規格K〇一〇二―三の二十に定める方法
セレン又はその化合物	(略)	日本産業規格K〇一〇二―三の二十六・二又は二十六・三に定める方法
ほう素又はその化合物	(略)	日本産業規格K〇一〇二―三の五・二、

第一欄	第二欄	第三欄
(略)	(略)	(略)
カドミウム又はその化合物	(略)	日本産業規格K〇一〇二(以下「規格」という。)五十五に定める方法
鉛又はその化合物	(略)	規格五十四に定める方法
六価クロム化合物	(略)	規格六十五・二に定める方法
砒素又はその化合物	(略)	規格六十一に定める方法
セレン又はその化合物	(略)	規格六十七・二又は六十七・三に定める方法
ほう素又はその化合物	(略)	規格四十七・一若しくは四十七・三に定

備考 (略)	物	ふっ素又はその化合	
		(略)	
	法	日本産業規格K〇一 〇二―二の五・三又 は五・五に定める方	五・五又は五・六に 定める方法
備考 (略)	物	ふっ素又はその化合	
		(略)	
	七に掲げる方法	規格三十四・一に定 める方法又は昭和四 十六年十二月環境庁 告示第五十九号付表	める方法又は日本産 業規格K〇一〇二四 十七・四に定める方 法

附 則

この告示は、公布の日から適用する。ただし、第一条の改正規定は、令和七年十月一日から適用する。